

## 第5回尼崎市議会臨時会市長提出予定案件

### 1 議案の数及び名称

#### (1) 議案の数

種別	報告	予算	計
件数	1	1	2

#### (2) 議案の名称

##### <報告>

報告第 2 号 専決処分について（尼崎市市税条例の一部を改正する  
条例） … 5

##### <予算>

議案第 5 4 号 令和 8 年度尼崎市一般会計補正予算（第 1 号） … 17



第5回尼崎市議会臨時会

# 議案説明資料



&lt;令和8年5月臨時会&gt;

種 別	報告	番 号	報告第2号	所 管	税務管理課
件 名	専決処分について（尼崎市市税条例の一部を改正する条例）				
内 容					
1	<p>専決理由</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の一部が令和8年4月1日に施行されることに伴い、条例改正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものの。</p>				
2	<p>専決処分日</p> <p>令和8年3月31日</p>				
3	<p>専決内容</p> <p>(1) 軽自動車税環境性能割（3輪以上の軽自動車の取得者に対して課するもの）について、令和8年3月31日をもって廃止する。</p> <p>(2) 上記(1)に伴い、現行の軽自動車税種別割（軽自動車等の所有者に対して課するもの）を軽自動車税へと名称変更するなど、規定を整備する。</p> <p>(3) 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）（3輪以上の新車で、排出ガス性能及び燃費性能に優れ、環境負荷の小さいものに係る税額の軽減措置）について、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車を対象とした税額を概ね100分の75軽減する措置の適用期限（現行：令和8年3月31日まで）を2年延長し、令和10年3月31日までとする。</p>				
4	<p>施行期日</p> <p>令和8年4月1日</p>				

尼崎市市税条例

改正後	現 行
<p>(延滞金)</p> <p>第13条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第33条の4第1項若しくは第2項ただし書、第33条の5の2若しくは第33条の5の5（これらの規定を第35条の6の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の6の4第1項(第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第33条の8第1項、第2項若しくは第4項若しくは第35条の6に規定する納期限後、第45条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第63条第2項に規定する納期若しくは同条第3項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第73条の2に規定する納期限後、第73条の5第2項の規定により納税通知書に定められた納期に係る納期限後、第95条、第96条の8第1項、第96条の13第3項若しくは第102条第1項に規定する納期限後若しくは第111条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後にその税金を納付し、若しくは納入金を納入する場合又は第33条の8第6項に規定する申告書に係る税金を納付する場合は、当該税額又は納入金額に、その納期限（当該申告書に係る税金を納付するときは当該税金に係る同条第1項、第2項又は第4項に規定する納期限、納期限が延長されたときはその延長後の納期限。第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に定め</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第13条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第33条の4第1項若しくは第2項ただし書、第33条の5の2若しくは第33条の5の5（これらの規定を第35条の6の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の6の4第1項(第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第33条の8第1項、第2項若しくは第4項若しくは第35条の6に規定する納期限後、第45条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、<u>第61条の6第1項に規定する納期限後</u>、第63条第2項に規定する納期若しくは同条第3項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第73条の2に規定する納期限後、第73条の5第2項の規定により納税通知書に定められた納期に係る納期限後、第95条、第96条の8第1項、第96条の13第3項若しくは第102条第1項に規定する納期限後若しくは第111条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後にその税金を納付し、若しくは納入金を納入場合又は第33条の8第6項に規定する申告書に係る税金を納付する場合は、当該税額又は納入金額に、その納期限（当該申告書に係る税金を納付するときは当該税金に係る同条第1項、第2項又は第4項に規定する納期限、納期限が延長されたときはその延長後の納期限。第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号</p>

る日又は期限までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 第31条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第33条の4第1項若しくは第2項ただし書、第33条の5の2、第33条の5の5、第33条の6の4第1項若しくは第35条の6に規定する納期限後、第45条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第63条第2項に規定する納期若しくは同条第3項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第73条の5第2項の規定により納税通知書に定められた納期に係る納期限後、第96条の13第3項に規定する納期限後又は第111条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後に納付し、又は納入する税額これらの納期限の翌日から1月を経過する日

(5) 第73条の2、第95条、第96条の8第1項又は第102条第1項に規定する申告書に係る税額(次号及び第7号に掲げる税額を除く。以下この号において同じ。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第73条の2、第95条、第96条の8第1項若しくは第102条第1項に規定する申告書でその提出期限後に提出したもの又は第73条の3第2項、第96条第2項(第96条の8第2項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)若し

に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に定める日又は期限までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 第31条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第33条の4第1項若しくは第2項ただし書、第33条の5の2、第33条の5の5、第33条の6の4第1項若しくは第35条の6に規定する納期限後、第45条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第61条の6第1項に規定する納期限後、第63条第2項に規定する納期若しくは同条第3項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第73条の5第2項の規定により納税通知書に定められた納期に係る納期限後、第96条の13第3項に規定する納期限後又は第111条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後に納付し、又は納入する税額これらの納期限の翌日から1月を経過する日

(5) 第61条の6第1項、第73条の2、第95条、第96条の8第1項又は第102条第1項に規定する申告書に係る税額(次号及び第7号に掲げる税額を除く。以下この号において同じ。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第61条の6第1項、第73条の2、第95条、第96条の8第1項若しくは第102条第1項に規定する申告書でその提出期限後に提出したもの又は第61条の7第2項、第73条の3第2項、第96条第2項(第96条の8第2項において準用する

<p>くは第104条第2項に規定する申告書に係る税額（第96条第1項（第96条の8第2項において準用する場合を含む。）の規定により提出した申告書又は第96条第2項に規定する申告書に係る場合にあつては、次号に掲げる税額を除く。以下この号において同じ。）その提出した日（以下この号において「提出日」という。）（提出日後に当該税額を納付したときは、その納付の日（提出日の翌日から1月を経過する日後に納付したときは、当該日））</p> <p>（軽自動車税の納税義務者等）</p> <p><u>第60条 軽自動車税は、主たる定置場が本市の区域内に存する軽自動車等（法第442条第1号に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。）に対し、その所有者に課する。</u></p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、軽自動車税は、その使用者に課する。ただし、その使用する軽自動車等が公用又は公共の用に供するものであると市長が認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>（軽自動車税のみならず課税）</p> <p>第60条の2 軽自動車等の売買契約において売主がその所有権を留保している場合には、<u>買主をその所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p>	<p>場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第104条第2項に規定する申告書に係る税額（第96条第1項（第96条の8第2項において準用する場合を含む。）の規定により提出した申告書又は第96条第2項に規定する申告書に係る場合にあつては、次号に掲げる税額を除く。以下この号において同じ。）その提出した日（以下この号において「提出日」という。）（提出日後に当該税額を納付したときは、その納付の日（提出日の翌日から1月を経過する日後に納付したときは、当該日））</p> <p>（軽自動車税の納税義務者等）</p> <p><u>第60条 軽自動車税は、主たる定置場が本市内に存する3輪以上の軽自動車（法第442条第5号に規定する軽自動車をいう。以下同じ。）に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等（同条第3号に規定する軽自動車等をいう。以下この節において同じ。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p><u>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、種別割は、その使用者に課する。ただし、当該軽自動車等が公用又は公共の用に供するものであると市長が認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>（軽自動車税のみならず課税）</p> <p>第60条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>軽自動車税の賦課徴収については、買主を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税</u></p>
---	---



	<p><u>額として省令で定めるところにより算定した金額（第61条の4において「通常の取得価額」という。）とする。</u></p> <p><u>（環境性能割の税率）</u></p> <p><u>第61条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> <p><u>(1) 法第451条第1項（同条第4項及び第5項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する3輪以上の軽自動車 100分の1</u></p> <p><u>(2) 法第451条第2項（同条第4項及び第5項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する3輪以上の軽自動車 100分の2</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車 100分の3</u></p> <p><u>（環境性能割の免税点）</u></p> <p><u>第61条の4 通常の取得価額が50万円以下である3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。</u></p> <p><u>（環境性能割の徴収の方法）</u></p> <p><u>第61条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。</u></p> <p><u>（環境性能割の申告納付）</u></p> <p><u>第61条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した省令で定める申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、当該3輪以上の軽自</u></p>
--	--

動車の取得者が取得した3輪以上の軽自動車について必要な事項を記載した省令で定める報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割の期限後申告及び修正申告納付)

第61条の7 前条第1項の規定により同項に規定する申告書（以下この条において「申告書」という。）を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第462条第4項の規定による決定の通知があるまでの間は、前条第1項の規定により申告納付することができる。

2 前条第1項若しくは前項若しくはこの項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第462条第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は環境性能割額について不足額がある場合には、遅滞なく、省令で定める事項を記載した修正申告書を市長に提出するとともに、その修正により増加した環境性能割額を納付しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第61条の8 環境性能割の納税義務者が正当な理由なく第61条の6第1項の規定により提出すべき申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。同条第2項の規定による報告を行わなかった場合においても、同様とする。

2 第18条の4第2項及び第3項の規定は、前項の過料について準用する。

(環境性能割の減免)

第61条の9 市長は、自動車（法第145条第3号に規定する自動車をいう。）の取得について県が課すべき自動車税の環境性能割の減免の例により、環境性能割を減免することが

<p>(<u>軽自動車税</u>の税率)</p> <p>第62条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、当該軽自動車等の区分に応じ、1台につき、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車（<u>法第442条第2号</u>に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 軽自動車（<u>法第442条第3号</u>に規定する軽自動車をいう。以下同じ。）</p> <p>(4) 2輪の小型自動車（<u>法第442条第5号</u>に規定する2輪の小型自動車をいう。） 年額 6,000円</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の賦課期日及び納期)</p> <p>第63条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月末日までとする。</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の徴収の方法等)</p> <p>第65条 <u>軽自動車税</u>の徴収については、普通徴収の方法による。</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に関する申告)</p> <p>第67条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、省令で定める申告書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。申告書に記載された事項に異動を生じた場合においても、同様とする。</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に係る不申告に関する過料)</p> <p>第68条 略</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第69条 市長は、次のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、<u>軽自動車税</u>を減免することができる。ただし、第2号に該当する場合においては、1台分に</p>	<p>できる。</p> <p>(<u>種別割</u>の税率)</p> <p>第62条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、当該軽自動車等の区分に応じ、1台につき、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車（<u>法第442条第4号</u>に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 軽自動車</p> <p>(4) 2輪の小型自動車（<u>法第442条第7号</u>に規定する2輪の小型自動車をいう。） 年額 6,000円</p> <p>(<u>種別割</u>の賦課期日及び納期)</p> <p>第63条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>種別割</u>の納期は、5月1日から同月末日までとする。</p> <p>(<u>種別割</u>の徴収の方法等)</p> <p>第65条 <u>種別割</u>の徴収については、普通徴収の方法による。</p> <p>(<u>種別割</u>に関する申告)</p> <p>第67条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「<u>軽自動車等の所有者等</u>」という。）は、<u>当該</u>軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、省令で定める申告書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。申告書に記載された事項に異動を生じた場合においても、同様とする。</p> <p>(<u>種別割</u>に係る不申告に関する過料)</p> <p>第68条 略</p> <p>(<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第69条 市長は、次のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、<u>種別割</u>を減免することができる。ただし、第2号に該当する場合においては、1台分に</p>
--	---

<p>限るものとする。</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるときは、<u>軽自動車税</u>を減免することができる。</p> <p>(原動機付自転車等に係る標識の交付等)</p> <p>第69条の2 主たる定置場が本市の<u>区域内</u>に存する原動機付自転車又は小型特殊自動車(農耕作業用自動車を除く。)(商品であるものを除く。以下この項、次項及び第4項において「原動機付自転車等」という。)の所有者又は使用者(<u>その原動機付自転車等に係る軽自動車税の納税義務者である者に限る。</u>同項において「所有者等」という。)は、規則で定めるところにより、市長から<u>当該原動機付自転車等の車体</u>に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により標識の交付を受けた者は、第4項の規定により<u>その交付を受けた標識</u>を市長に返還するまでの間、当該交付に係る原動機付自転車等の車体の見やすい場所に当該標識を常に取り付けていなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により標識の交付を受けた者は、<u>その交付を受けた標識</u>を譲渡し、若しくは貸し付け、又は不正に使用してはならない。</p> <p>4 第1項の規定により標識の交付を受けた者は、<u>その交付に係る原動機付自転車等の所有者等</u>でなくなったとき又は当該原動機付自転車等の主たる定置場が本市の<u>区域内</u>に存しなくなったときは、規則で定めるところにより、<u>当該交付を受けた標識</u>を市長に返還しなければならない。</p> <p>5 農耕作業用自動車(主たる定置場が本市の<u>区域内</u>に存するものに限る。以下同じ。)の所有者(農耕作業用自動車を業として販売するために所有している者を除く。)は、規則で定めるところにより、市長からその<u>農耕作業用自動車の車体</u>に取り付けるべき標識の交付を</p>	<p>ものとする。</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるときは、<u>種別割</u>を減免することができる。</p> <p>(原動機付自転車等に係る標識の交付等)</p> <p>第69条の2 主たる定置場が本市内に存する原動機付自転車又は小型特殊自動車(農耕作業用自動車を除く。)(商品であるものを除く。以下この項、次項及び第4項において「原動機付自転車等」という。)の所有者又は使用者(<u>当該原動機付自転車等に係る種別割の納税義務者であるものに限る。</u>)(同項において「所有者等」という。)は、規則で定めるところにより、市長から<u>その車体</u>に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により標識の交付を受けた者は、第4項の規定により<u>当該標識</u>を市長に返還するまでの間、当該交付に係る原動機付自転車等の車体の見やすい場所に当該標識を常に取り付けていなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により標識の交付を受けた者は、<u>当該標識</u>を譲渡し、若しくは貸し付け、又は不正に使用してはならない。</p> <p>4 第1項の規定により標識の交付を受けた者は、<u>当該交付に係る原動機付自転車等の所有者等</u>でなくなったとき又は当該原動機付自転車等の主たる定置場が本市内に存しなくなったときは、規則で定めるところにより、<u>当該標識</u>を市長に返還しなければならない。</p> <p>5 農耕作業用自動車(主たる定置場が本市内に存するものに限る。以下同じ。)の所有者(<u>当該農耕作業用自動車を業として販売するために所有している者を除く。</u>)は、規則で定めるところにより、市長からその<u>車体</u>に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。</p>
---	--

受けなければならない。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の規定により標識の交付を受けた者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、市長が定める。

7 本市の区域内において原動機付自転車等又は小型特殊自動車（以下この項において「原動機付自転車等」という。）の販売を業とする者は、その扱う商品である原動機付自転車等に試乗し、又は第三者に試乗させようとするときは、規則で定めるところにより、市長からその試乗し、又は第三者に試乗させようとする当該原動機付自転車等の車体に取り付けるべき試乗標識の交付を受けなければならない。

8 第2項から第4項までの規定は、前項の規定により試乗標識の交付を受けた者について準用する。この場合において、第4項中「その交付に係る原動機付自転車等の所有者等でなくなったとき又は当該原動機付自転車等の主たる定置場が本市の区域内に存しなくなった」とあるのは、「本市の区域内において原動機付自転車等の販売を業として行わなくなった」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が定める。

附 則

34から37まで 削除

6 第2項から第4項までの規定は、前項の規定により標識の交付を受けた者について準用する。この場合において、第2項中「第4項」とあるのは「第6項において読み替えて準用する第4項」と、「原動機付自転車等」とあるのは「農耕作業用自動車」と、第4項中「原動機付自転車等の所有者等」とあるのは「農耕作業用自動車の所有者」と、「原動機付自転車等の主たる」とあるのは「農耕作業用自動車の主たる」と読み替えるものとする。

7 本市内において原動機付自転車又は小型特殊自動車（以下この項において「原動機付自転車等」という。）の販売を業とする者は、その扱う商品である原動機付自転車等に試乗し、又は第三者に試乗させようとするときは、規則で定めるところにより、市長からその車体に取り付けるべき試乗標識の交付を受けなければならない。

8 第2項から第4項までの規定は、前項の規定により試乗標識の交付を受けた者について準用する。この場合において、第2項中「第4項」とあるのは「第8項において読み替えて準用する第4項」と、「当該標識」とあるのは「当該試乗標識」と、第3項中「当該標識」とあるのは「当該試乗標識」と、第4項中「当該交付に係る原動機付自転車等の所有者等でなくなったとき又は当該原動機付自転車等の主たる定置場が本市内に存しなくなった」とあるのは「本市内において原動機付自転車等の販売を業として行わなくなった」と、「当該標識」とあるのは「当該試乗標識」と読み替えるものとする。

附 則

34 削除

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

(軽自動車税の税率の特例)

38 3輪以上の軽自動車（法附則第30条第1項に規定する軽自動車に限る。以下この項において同じ。）に対する当該軽自動車同条第1項に規定する初回車両番号指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

39 3輪以上の軽自動車で法附則第30条第2項各号に掲げるもの（以下この項において「特定3輪以上軽自動車」という。）に対する第62条の規定の適用については、特定3輪以上軽自動車同条第1項に規定する初回車両番号指定を受けた場合においては、その初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

35 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第61条の3の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

36 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第61条の3の規定の適用については、当分の間、同条第3号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

### 37 削除

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

38 3輪以上の軽自動車（法附則第30条第1項に規定する軽自動車をいう。以下この項において「特定軽自動車」という。）に対する当該特定軽自動車同条第3項に規定する車両番号の指定（次項から附則第45項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第62条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

39 3輪以上の軽自動車同条第2項各号に掲げるものに対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車同条第1項に規定する初回車両番号指定を受けた場合においては、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 4 3輪以上のガソリン軽自動車（法附則第30条第3項に規定するガソリン軽自動車をいう。以下この項において同じ。）に対する第62条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

#### 4 5 削除

4 4 3輪以上のガソリン軽自動車（法附則第30条第3項に規定するガソリン軽自動車をいう。以下この項において同じ。）に対する第62条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 5 3輪以上のガソリン軽自動車（法附則第30条第4項に規定するガソリン軽自動車をいい、前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）に対する第62条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

&lt;令和8年5月臨時会&gt;

種 別	予算	番 号	議案第54号	所 管	児童課
件 名	令和8年度尼崎市一般会計補正予算 (第1号)				
内 容					
1	補正予算の内容 児童ホーム待機児童に対して、居場所の確保と保護者の子育てにかかる負担の軽減を図る観点から、利用ニーズが高い夏季休業期間に、学校施設を活用して児童ホームと同じ時間帯に見守りを行うことに伴い、補正を行う。				
2	補正予算の規模 (単位：千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	247,210,000	41,000	247,251,000		
3	歳入歳出補正予算額 (単位：千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	繰越金	41,000	民生費	41,000	
	合 計	41,000	合 計	41,000	
4	事業概要				
	○ 民生費				
	・ 放課後居場所緊急対策事業費		41,000千円		
	夏季休業期間における、学校施設を活用した児童の居場所確保を行う。				